

小樽市訪問型サービス(独自)サービスコード表

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		1,176単位	日割りの場合	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		2,349単位	日割りの場合	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		3,727単位	日割りの場合	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割り			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割り			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割り			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	□ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算		

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」、「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市通所型サービス(独自)サービスコード表(「事業対象者」、「要支援1」、「要支援2(週2回程度利用)」の場合)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6	1111	通所型サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798
A6	1112	通所型サービス1日割		日割の場合	59単位	59
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621単位	3,621
A6	1122	通所型サービス2日割		日割の場合	119単位	119
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算1	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18
A6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算1日割り		日割の場合	1単位減算	-1
A6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	36単位減算	-36
A6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算2日割り		日割の場合	1単位減算	-1
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算1	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算1日割り		日割の場合	1単位減算	-1
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	36単位減算	-36
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算2日割り		日割の場合	1単位減算	-1
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する 又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	376単位減算	-376
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2			752単位減算	-752
A6	5612	通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47
A6	5010	通所型生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算		200単位加算	200
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ハ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160
A6	6310	通所型一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス強化加算		480単位加算	480
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ	チ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅲ			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅳ			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120
A6	6011	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ	チ 算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算
A6	6012	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2(週2回程度)	176単位加算
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	72単位加算
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅳ			事業対象者・要支援2(週2回程度)	144単位加算
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅴ			事業対象者・要支援1	24単位加算
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅵ			事業対象者・要支援2(週2回程度)	48単位加算
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅲ		運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	※ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算	
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算	
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算	
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算	
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算	

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259
A6	8002	通所型サービス1日割・定超			59単位	
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621単位	2,535
A6	8012	通所型サービス2日割・定超		119単位	83	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			59単位	
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,621単位	2,535
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠		119単位	83	

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

小樽市通所型サービス(独自)サービスコード表(「要支援2で週1回程度利用」の場合)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	1221 通所型サービス22	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		1,798単位	1,798 1月につき		
A6	1222 通所型サービス22日割		日割の場合	59単位	59 1日につき		
A6	C223 通所型高齢者虐待防止未実施減算22	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業者対象者・要支援2	18単位減算	-18 1月につき		
A6	C224 通所型高齢者虐待防止未実施減算22日割り		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき		
A6	D223 通所型業務継続計画未策定減算22	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業者対象者・要支援2	18単位減算	-18 1月につき		
A6	D224 通所型業務継続計画未策定減算22日割り		日割の場合	1単位減算	-1 1日につき		
A6	8110 通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A6	8111 通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき		
A6	6126 通所型サービス同一建物減算22	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合		376単位減算	-376 1月につき		
A6	5622 通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47 片道につき		
A6	5020 通所型生活上グループ活動加算2	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5012 通所型サービス運動器機能向上加算2	運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	6129 通所型サービス若年性認知症受入加算2	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6120 通所型サービス栄養アセスメント加算2	栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5013 通所型サービス栄養改善加算2	栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5014 通所型サービス口腔機能向上加算 I 2	ハ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(I)	150単位加算	150		
A6	5021 通所型サービス口腔機能向上加算 II 2		(2) 口腔機能向上加算(II)	160単位加算	160		
A6	6320 通所型一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス強化加算		480単位加算	480		
A6	5016 通所型複数サービス実施加算 I 21	チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480 1月につき	
A6	5017 通所型複数サービス実施加算 I 22			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算		
A6	5018 通所型複数サービス実施加算 I 23			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算		
A6	5019 通所型複数サービス実施加算 II 2		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算		700
A6	5015 通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6022 通所型サービス提供体制強化加算	チ 算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	88単位加算	88		
A6	6128 通所型サービス提供体制強化加算 II 22		(2) サービス提供体制強化加算(II)	72単位加算	72		
A6	6124 通所型サービス提供体制強化加算 III 22		(3) サービス提供体制強化加算(III)	24単位加算	24		
A6	4011 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I 2	リ	生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	4012 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 21				(2) 生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200
A6	4013 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 22				運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A6	6210 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I 2	ヌ 加算	口腔・栄養スクリーニング加算		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき
A6	6211 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II 2				(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5単位加算	
A6	6321 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算2	ル 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40		
A6	6100 通所型サービス処遇改善加算 I	ヲ	介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000加算	1月につき
A6	6110 通所型サービス処遇改善加算 II				(2) 介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000加算	
A6	6111 通所型サービス処遇改善加算 III				(3) 介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000加算	
A6	6118 通所型サービス特定処遇改善加算 I	ワ 加算	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000加算	1月につき
A6	6119 通所型サービス特定処遇改善加算 II				(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000加算	
A6	6114 通所型サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算	11/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	8014 通所型サービス22・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		1,798単位	定員超過の場合	1,259 1月につき
A6	8015 通所型サービス22日割・定超			59単位	× 70%	41 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	9014 通所型サービス22・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合	1,259 1月につき
A6	9015 通所型サービス22日割・人欠			59単位	× 70%	41 1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は通所型サービスのすべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

小樽市介護予防ケアマネジメント 費用コード

費用コード		費用コード名称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
AF	1001	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	介護予防ケアマネジメント	442単位	1月につき		
AF	1007	介護予防ケアマネジメント (高齢者虐待防止措置未実施)		高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位		438	
AF	1008	介護予防ケアマネジメント (高齢者虐待防止措置未実施かつ 業務継続計画未策定)		4単位減算	業務継続計画未策定減算		434単位	434
AF	1009	介護予防ケアマネジメント (業務継続計画未策定)		業務継続計画未策定減算	438単位		438	
AF	1010	介護予防ケアマネジメント初回加算		初回加算	300単位加算		300	
AF	1011	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	委託連携加算	300単位加算	300			

※予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画となるので、「介護予防サービスコード」を使用